

## 樹木医学会役員選出規定

(平成 8 年 11 月 15 日制定)

(平成 10 年 11 月 14 日改定)

樹木医学会会則第 16 条に基づき役員選出規定を次のように定める。

第1条 この規定は会長、副会長、評議員、理事、監事の選出について適用する。

第2条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

第3条 選挙管理委員は、会長が正会員中より若干名を委嘱し、役員任期満了の5ヶ月前までに設立する。委員長は委員の互選とする。

第4条 選挙ならびに被選挙人資格（以下有権者と称する）は、役員改選年の4月30日現在における、正会員および個人の賛助会員とする。

第5条 役員を選出時期は、選挙の年の7月1日から9月末日までとする。

第6条 投票は郵送によることができる。

第7条 開票は選挙管理委員会が行う。

第8条 評議員選挙は、有権者の中から5名以内連記無記名投票とし、上位30名を当選者とする。得票数が等しい場合は年長者とする。

第9条 理事選挙は新評議員に選出された者の互選とし、3名以内連記無記名投票とし、上位10名を当選者とする。得票数が等しい場合は年長者とする。

第10条 監事は新評議員に選出された者の互選とする。

第11条 会長、副会長は新理事に選出された者の互選とする。

第12条 次の投票については、その一部または全部を無効とする。

- 1 投票用紙が本会所定のものではない場合は、その投票の全部。
- 2 所定の期日までに到着しなかった場合は、その投票の全部。
- 3 連記の場合、連記数が所定数を超過している場合は、その投票の全部。
- 4 無資格者が記入されている場合は、その部分のみ。
- 5 同一名を重複記入した場合は、重複している部分のみ。

付 則 本規定は平成 10 年 11 月 14 日より施行する。